

伊丹市教育情報インフラ再構築事業に係る  
公募型プロポーザル実施要領

令和 7(2025)年 3 月

伊丹市教育委員会事務局  
教育総務部教育DX推進室

## 1 事業名 伊丹市教育情報インフラ再構築事業

### 2 趣旨・目的

本市教育委員会は、令和6年1月に「伊丹市教育DX推進指針」を策定し、『子どもの学びの充実』と『教職員等の働き方改革』を目指して教育DXを推進している。

令和7年度には、教育DXを推進する基盤として、現行の学校教育情報インフラの更新に合わせて、教育委員会全体でインターネットを介して安全で快適にクラウドサービスを利用できる教育情報インフラを再構築する。そのため、文部科学省が推奨するゼロトラストセキュリティを導入し、セキュリティ面を強化する。これにより、教職員等が幼児教育、学校教育、子ども・子育て支援などのクラウドサービスを安全に利用でき、場所を選ばずに働けるロケーションフリーな職場環境を実現するとともに子どもたちの学びの充実と市民サービスの向上を図る。

さらに、現場の機器故障対応の迅速化やゼロトラストセキュリティ環境の安定運用、ICT/クラウドサービスの利用に関する問い合わせや相談へ柔軟に対応するため、教育委員会全体を支援する教育総合ヘルプデスク体制を整備する。

本要領は、教育情報インフラを再構築するため、公募型プロポーザル方式により、企画提案を広く求め、コストパフォーマンスだけでなく、機能面や運用面等を総合的に評価し、最良の事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

なお、本事業にかかる令和7年度予算の否決、減額等があった際には、本プロポーザルについて実施の効力を失う場合があるので留意すること。

### 3 事業内容 別添「伊丹市教育情報インフラ再構築事業調達仕様書」のとおりとする。

### 4 事業期間(予定)

- (1) 教育情報インフラ再構築期間 : 契約締結日から令和8年3月31日まで
  - (2) システム利用期間 : 令和8年1月1日から令和12年12月31日まで(5年間)
  - (3) 運用保守期間 : 令和8年1月1日から令和12年12月31日まで(5年間)
- ※令和8年1月からゼロトラストセキュリティ環境を利用できること

### 5 提案上限額(事業費)

提案価格は、初期費用とランニング費用の総額とし、以下に示す内訳それぞれの提案上限額を超えてはならない。

「要件チェックシート(仕様書別紙3)」の中で対応が必須となっている項目の費用はすべて含むこと。また、任意加点項目で追加費用が発生するものについても、追加費用と明記した上でこの費用に含めること。事業者独自の追加提案については、この費用に含めず、別途見積書を提出すること。

総額 1,021,396千円(消費税及び地方消費税を含む)

(内訳)初期費用

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| (1) ハードウェア・ソフトウェア等購入費 | 215,661千円 |
| (2) システム構築費(構築・移行作業)  | 179,500千円 |
| (3) M365環境構築          | (2)に含む    |

ランニング費用(構築後5年間総額)

|                        |           |
|------------------------|-----------|
| (4) ライセンス・クラウドサービス等使用料 | 382,035千円 |
| (5) 教育総合ヘルプデスク委託料      | 244,200千円 |

### 6 担当部署

伊丹市教育委員会事務局教育総務部教育DX推進室(本庁2階)

〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地

電話:072-784-8098

電子メール:ed-dxsuishin@city.itami.lg.jp

## 7 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 令和6・7年度伊丹市入札参加資格者として登録されていること。
- (2) 伊丹市入札参加資格制限基準に基づく入札参加資格制限又は伊丹市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 本プロポーザルに関する提出書類について、故意に虚偽の記載をしていないこと。
- (4) 提案事業者は、本業務内で取り扱う利用情報等の個人情報保護及びデータ管理の観点から、以下の認証いずれかを取得し、会社としてのリスクマネジメント体制を構築していること。  
なお、再委託先がある場合は、再委託先を予め明らかとし、再委託先も当該条件を満たしていること。
  - ①情報セキュリティマネジメントシステム(ISO/IEC 27001 または JIS Q27001)
  - ②プライバシーマーク(JIS Q15001)
- (5) 令和3年度以降に地方公共団体において、ゼロトラストセキュリティ環境を構築した実績を有すること。
- (6) 令和元年度以降に地方公共団体のGIGA運用支援センターまたは教育環境の総合ヘルプデスクを運用して実績を有すること。

## 8 審査スケジュール

日程については以下を予定している。

|                   |                       |
|-------------------|-----------------------|
| (1) 募集の公示         | 令和7年3月19日(水)          |
| (2) 参加申込締切        | 令和7年3月31日(月)12時00分まで  |
| (3) 参加資格結果通知      | 令和7年4月2日(水)           |
| (4) 質問受付締切        | 令和7年4月4日(金)12時00分まで   |
| (5) 質問回答          | 令和7年4月8日(火)           |
| (6) 企画提案書受付締切     | 令和7年4月15日(火)12時00分まで  |
| (7) 第1次企画提案審査結果通知 | 令和7年4月18日(金)          |
| (8) 第2次企画提案審査     | 令和7年4月23日(水)24日(木)    |
| (9) 審査結果通知        | 令和7年4月25日(金)          |
| (10) 受託候補者と契約内容確認 | 令和7年4月25日(金)～5月13日(火) |
| (11) 仮契約締結        | 令和7年5月14日(水)          |
| (12) 本契約締結        | 議会において契約承認の議決による      |

## 9 企画提案参加・辞退について

本プロポーザルに参加する事業者は、期限内に以下のとおり提出すること。

|                      |  |
|----------------------|--|
| (1) 参加申込時<br>提出書類、様式 | ・参加申込書(様式1)<br>・情報セキュリティマネジメントシステム等の第三者認証の認定書(写)<br>・事業者業務実績調書(様式3-1、3-2)<br>※再委託先がある場合は再委託先の調書も含めて提出すること。 |
| (2) 提出期限             | 令和7年3月31日(月)12時00分まで(必着)   |
| (3) 提出方法             | 「6 担当部署」宛てにメールにて提出。<br>メールの件名は次のとおりとし、電話にて送達確認すること。<br>件名:伊丹市教育情報インフラ再構築事業_参加(事業者名)                        |
| (4) 企画提案参加<br>資格の通知  | 「7 参加資格要件」に適合するとされた者に限り、本プロポーザルに参加することができる。審査結果は、令和7年4月2日(水)に参加申込書(様式1)に記載された電子メール宛に通知する。また、参加資格が認められた者に対し |

|                      |  |
|----------------------|--|
|                      | て、審査結果とともに、別添の「伊丹市教育情報インフラ再構築事業調達仕様書」に記述されている「別紙5 既存環境資料」を送付する。  |
| (5) 参加申込後の<br>辞退について | 参加申込書を提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届(様式4)を提出すること。<br>提出方法:「6 担当部署」宛てにメールにて提出。<br>メールの件名は次のとおりとし、電話にて送達確認すること。<br>件名:伊丹市教育情報インフラ再構築事業_辞退(事業者名) |

## 10 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する疑義等について、受付期限内に以下のとおり提出すること。

|          |  |
|----------|--|
| (1) 提出期限 | 令和7年4月4日(金)12時00分まで(必着)  |
| (2) 提出方法 | 質問書(様式2)により、「6 担当部署」宛てにメールにて提出。<br>メールの件名は次のとおりとし、電話にて送達確認すること。<br>件名:伊丹市教育情報インフラ再構築事業_質問(事業者名)  |
| (3) 回答日  | 令和7年4月8日(火)  |
| (4) 回答方法 | 質問者の名称等を伏せて、質問内容及び回答を質問書に記載の電子メール宛に送付する。提出期限後の質問等は一切受け付けない。  |
| (5) 留意事項 | 提出された質問書が、次の①~⑤に該当する場合、回答は行わない。<br>① 所定の様式「質問書(様式2)」を利用していない。<br>② 参加者名、質問の対象となる資料名・頁・項番等の記載がない。<br>③ 質疑以外(意見等)が記載されている。<br>④ 審査経過に関すること。<br>⑤ 質問内容に参加者を特定する、もしくは推測できる記載がある。 |

## 11 企画提案書等の作成及び提出

### (1) 提出書類

| 提出書類、様式                      | 提出部数、留意事項等   |
|------------------------------|--|
| 企画提案確認書(様式5)                 | 1部(PDF)  |
| 企画提案書(様式任意)                  | 1部(PDF) 及び 原本1部(紙)<br>※作成要領については「15 企画提案書作成要領」に従うこと。   |
| 見積書(様式6)及びその内訳書(様式任意)        | 1部(PDF) 及び 原本1部(紙)<br>※本情報インフラ再構築及び運用開始後60ヵ月運用保守等に必要経費の見積りを記載すること。また、その内訳も資料(様式任意)で提示し、積算根拠を明確にすること。 |
| 担当者業務実績及び資格取得状況調書(様式7-1、7-2) | 1部(PDF)<br>※業務責任者、プロジェクトマネージャ、主担当等として従事させる予定の者については提出すること。   |

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 要件チェックシート(仕様書別紙3) | 1部(Excel) |
|-------------------|-----------|

(2) 提出期限等

提出日：令和7年4月15日(火)12時00分まで(必着)

提出方法：「6 担当部署」宛てにメールにて提出するとともに原本は郵送または持参すること。

件名は次のとおりとし、電話にて送達確認すること。

件名：伊丹市教育情報インフラ再構築事業\_企画提案(事業者名)

12 提案審査

本プロポーザルにおける評価項目、評価内容、配点等は、別紙「伊丹市教育情報インフラ再構築事業のプロポーザルに係る審査基準及び配点について」のとおりとし、提出された企画提案書等の書類及びプレゼンテーションについて、以下のとおり評価・採点し、第1次審査(600点満点)と第2次審査(600点満点)の総合評価(1200点満点)で最も高い評価を得た事業者を受託候補者として選定する。

(1) 第1次審査(見積価格、会社体制、機能要件)

第1次審査は提出された書類を元を実施する。審査基準は、見積価格、会社体制、機能要件について評価し、配点は以下の通りとする。

評価内容… 見積価格評価(200点/600点)

会社体制評価(50点/600点)

機能要件評価(350点/600点)

審査結果… 令和7年4月18日(金)までに各提案事業者宛にメールにて通知する。審査の結果、上位3者までを第2次審査の対象事業者とする。

(2) 第2次審査(プレゼンテーション)

第1次審査を通過した事業者は、提出された企画提案書等についてのプレゼンテーションを下記の通り実施する。

日程等

実施日：令和7年4月23日(水)24日(木)

実施会場：伊丹市役所 ※時間、会場等の詳細は別途連絡する。

時間配分：準備5分、説明40分、質疑15分

資料：資料は提出した企画提案書を用いること。内容の修正や補足資料は認めない。

人数：プレゼンテーションに参加できる人数は、5人までとする。また、プレゼンテーションは本事業のプロジェクト管理者が原則実施するものとする。

備品等：大型ディスプレイ(HDMI)及び電源を利用することができる。

PCは必要に応じて持参すること。

評価内容… 提案方針、プロジェクト管理、その他評価(600点)

審査結果… 審査結果(順位・得点)については、令和7年4月25日(金)に各提案事業者宛に、メールで通知する。また、本市のホームページにて公表する。

13 契約

(1) 契約内容については、選考された受託候補者と本市の間で速やかに選定後の提案内容を確認する場を設け、実現方法について精査する。提出された企画提案書・見積書及び上限価格の範囲内で妥当と認められる場合は、両者協議の上、提案内容の追加、変更及び削除を行い、契約内容を確定するものとする。

(2) 受託候補者との確認及び協議は、令和7年4月25日(金)から5月13日(火)を予定している。

(3) 受託候補者と協議が整わない場合、市は次点の提案事業者と協議を行うこととする。

- (4) 協議が整い次第、速やかに仮契約の手続きを行うものとする。なお、契約の際には、改めて見積書を提出するものとする。仮契約を締結後、財産取得にかかる議会で契約承認の議決を経て、本契約を締結する予定である。
- (5) 支払いについては、初期費用にかかるものは令和7年度に一括で支払い、ランニング費用にかかるものは契約期間を5年間とし、月払いすることを想定している。

#### 14 失格事項

本プロポーザルの提案事業者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書等の作成形式、提出方法、提出先、提出期限が本要領に適合していないとき。
- (2) 別添の「伊丹市教育情報インフラ再構築事業に係る調達仕様書」に記載している要件を満たさないとき。
- (3) 見積書の金額が、「5 提案上限額(事業費)」に示した金額を超過しているとき。  
ただし、事業者独自の追加提案については除く。
- (4) 「7 参加資格要件」を満たしていないとき、あるいは虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき。
- (5) 受託候補者決定の前に、伊丹市入札参加資格制限基準に基づく入札参加資格制限又は伊丹市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けたとき、又は地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないことの規定に抵触することが明らかとなったとき。
- (6) 提案審査に参加しなかったとき。
- (7) 企画提案書等の提出期限後に見積書の金額を訂正したとき。
- (8) 本業務の全部を一括して、または主たる部分を第三者に委託する前提の提案が行われたとき。
- (9) 提案内容を評価し、6割以上の得点(720点/1200点)を取得できなかったとき。

#### 15 企画提案書作成要領

- (1) 企画提案書は原則A4横向きで表紙、目次を含めず60枚程度で作成すること。また、専門用語を多用しない等、専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮すること。専門用語を使用する際は、注釈をつけること。また、図や表などを適宜使用するなど、分かりやすさ、読みやすさに努めること。作成する電子データについてはPDFファイルとすること。
- (2) 企画提案書の構成について、以下の項目に従って作成すること。また、別添の「伊丹市教育情報インフラ再構築事業に係る調達仕様書」の内容に基づき、漏れなく記載すること。

| 番号 | 項目                   | 記載すべき事項   |
|----|----------------------|---|
| 1  | 会社概要                 | (1) 会社説明<br>(2) 事業者業務実績                               |
| 2  | 提案方針                 | 本事業提案の方針を記述すること。                                      |
| 3  | プロジェクト管理             | (1) プロジェクト管理体制<br>(2) スケジュール<br>(3) 役割分担              |
| 4  | 全体構成                 | 全体構成イメージ<br>(概要図は必須)                                  |
| 5  | 教育クラウド基盤導入提案説明       | (1) 提案概要説明<br>(2) 提案の強調点                              |
| 6  | ゼロトラストセキュリティ環境構築提案説明 | (1) 提案概要説明<br>ゼロトラストセキュリティに関する要素技術への対応表<br>(2) 提案の強調点 |
| 7  | M365環境構築提案説明         | (1) 提案概要説明<br>(2) 提案の強調点                              |

|   |            |                             |
|---|------------|-----------------------------|
| 8 | 教育総合ヘルプデスク | (1) 提案概要説明<br>(2) 提案の強調点    |
| 9 | 追加提案       | 本事業に関して、有効な追加提案を積極的に記述すること。 |

- (3) 各項目の記載内容について、具体的に提案を指示している項目は、提案内容を詳しく記載すること。別添の「伊丹市教育情報インフラ再構築事業に係る調達仕様書」に示す要求事項を上回る内容を提案する場合は、そのポイントが明確に分かるように記載すること。
- (4) 企画提案書に記載する内容は、原則本事業における実施事項として事業者が提示し、契約するものである。ただし、受託候補者との協議において、項目の追加、変更、削除を行う場合があるので留意すること。

#### 16 その他留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、参加資格を取り消すとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返還しない。提案事業者に無断で本プロポーザル以外の用途に使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案事業者の負担とする。
- (5) 本件に関して知り得た伊丹市のシステム等に関する一切の内容及び情報を、本事業の目的以外に使用したり、第三者に開示したり、漏洩しないこと。
- (6) 本提案事業は議会で議決されたことにより事業執行が可能となるものであるので留意すること。
- (7) 参加辞退後は、いかなる理由があっても再参加は認めない。辞退届を提出しても、これを理由として今後不利益な取り扱いをすることはしない。
- (8) 企画提案書等の提出後、その内容について不明点等があった場合、本市より質問する場合がある。
- (9) 提案審査の質疑にて、提案価格内で「実施する」と回答した内容は、必ず実現すること。
- (10) 審査結果については、後日市ホームページで公表する。
- (11) 伊丹市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となる。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開とする場合があるので、これに該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの事業者選定前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、契約締結後の公開とする。
- (12) 災害・感染症等の不測の事態により、本実施要領の手続き等の一部を変更する場合があることを許容すること。その場合は、別途、提案事業者へ通知するものとする。
- (13) 本要領に規定されていない事項が発生した場合は、本市と協議のうえ、決定するものとする。

以上